

上越市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第 2 9 号

上越市消防団規則の一部を改正する規則

上越市消防団規則（昭和 4 7 年上越市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 和田の部を次のように改める。

和田	和田	東木島 西木島 島田 島田上新田 島田下新田 下箱井 五ヶ所新田 丸山新田 中箱井 岡原 下新田 寺町 上箱井 石沢 西田中
	大和	大和一丁目 大和二丁目 大和三丁目 大和四丁目 大和五・六丁目 稲荷

別表第 1 小黒の部和田の項中「安塚区おぐろ 和田 菅沼」を「安塚区行野 和田 大原 芹田 小黒 切越 菅沼 朴の木」に改め、同表浦川原東の部を次のように改める。

浦川原東	有島	浦川原区釜淵 有島
	月影	浦川原区熊沢 法定寺 追出 横住 坪野 谷 真光寺
	中保倉	浦川原区虫川 中猪子田 小蒲生田 下猪子田 小谷島 蕨岡 上猪子田 小麦平

別表第 1 清里第一の部を次のように改める。

清里第一	岡野町上稲塚	清里区岡野町 上稲塚
	荒牧	清里区荒牧
	第一	清里区菅原・岡嶺新田 上深澤 上田島
	馬屋	清里区馬屋
	塩曾根	清里区塩曾根
	今曾根南田中	清里区今曾根 南田中
	武士みらい	清里区武士 みらい
	平成弥生	清里区平成 弥生

別表第 1 清里第二の部を次のように改める。

清里第二	櫛池第一	清里区東戸野 寺脇 鈴倉
	櫛池第二	清里区棚田 鶯澤 上中條 梨平 北野・水草 梨窪 青柳 赤池

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。